

# 国民投票の結果、英国は EU から離脱

## — 直近の課題

英国の国民投票が 6 月 23 日に行われ、EU から離脱する旨の結果が出ました。本クライアント・ブリーフィングでは、ビジネスが直面する可能性のある直近の主要な課題について説明いたします。

### Day 1 に何が変わるのか

- 法的には何も変わりません。英国は、依然として EU の加盟国であり、引き続き同じ権利義務に服しています。これは EU 離脱の効力が生じるまで変わりません。実際の EU 離脱は、数年先の話になりそうです。

### 次のステップは何か

- 英国は、EU からどのようにして、いつ離脱するかを決定する必要があります。EU からの離脱は、欧州連合条約の第 50 条に規定されています。キャメロン英国首相は、第 50 条に基づく EU 離脱のための通知を、すぐには提出しない旨を表明しています。代わりに、キャメロン首相は、首相を辞任し、今年の 10 月 2 日から 5 日に開催されるバーミンガムでの保守党のカンファレンスにおいて、新しい首相が選ばれるのを見守りたいと発言しています。したがって、欧州連合条約第 50 条に基づく手続きについては、そこで選ばれる新しい首相次第、ということになります。
- 離脱派の一部は、例えば、EU に関する条約を改正するなど、第 50 条を用いる方法以外の選択肢があると述べています。しかし、詳細ははっきりしません。

### 金融市場への影響は

- 国民投票の結果が出た直後の金融市場への影響は、企業の財務運営に影響を及ぼす可能性があります。問題点としては、為替のボラティリティー、格付けへの影響、カウンターパーティ・リスク、主要取引所におけるボラティリティー、利率の変動、流動性の低下及びプライシングの変動が挙げられます。

### 影響を受ける主要な分野、及び中長期的アドバイスは

- 金融サービスに関する主要なリスクは、コーポレートバンキングやリテールバンキング、及び投資銀行業務に関して、MiFID II（第二次金融商品市場指令）及び CRD IV（第四次資本要求指令）に基づく、各種のパスポート制度の恩恵を受けられなくなることです。

- 他のセクターのクライアントもまた、離脱後に、EU のライセンスやパスポート制度を利用できなくなる可能性があります。例えば、テレビ放送やベッティング業界などです。

### 契約にどのような影響があるか

- 契約の中には、EU 離脱の投票結果又は実際の EU からの離脱をトリガー事由とする条項が含まれている可能性があります。例えば、違法性に関する規定、市場混乱事由 (market disruption) 及び重大な悪影響をもたらす事由 (material adverse change) 条項などが考えられます。

### 税務への影響

- EU 離脱は、税務に影響を及ぼす可能性があります。例えば、英国親会社は、多くの場合、EU 内子会社から支払われる配当について源泉税の免除を受けられなくなると考えられます。

### 貿易協定

- 英国は、EU 単一市場の一部を構成しており、EU は世界各国と 53 の貿易に関する協定を締結しています。英国は、EU と、そしてこれら他国との間で、これらに代わる協定の交渉を行う必要があります。秩序ある離脱ができなかった場合、例えば、部品や製造品について、最終製品かサプライチェーンの途中かを問わず、輸入品に関税が課されることとなります。

### 移民に関する新たな取り決め

- 実際に EU 離脱が起きた時点では、新たな移民に関する取り決めが必要となります。また、現在 EU で働いている英国国民や、現在英国で働いている EU 加盟国民の雇用に関するルールは、それぞれ EU 離脱に関する交渉において重要な論点となるでしょう。

### その他

- その他、競争法、知的財産法、環境法、商業契約、準拠法選択・管轄、情報保護及び一般的な規制法全般についても影響があるでしょう。

**ロンドンの主な担当者**

**コアチーム**

金融サービス、コーポレート、財務、税務、訴訟、離脱手続、直近の課題

Chris Bates (*Regulatory*)

Michael Bates (*Corporate treasury issues*)

Helen Carty (*Litigation*)

James Butters (*Bank debt*)

Jessica Gladstone (*International and trade*)

Simon Gleeson (*Regulatory*)

Simon James (*Litigation*)

Dan Neidle (*Tax, electoral law, exit*)

Michel Petite (*Regulatory and EU treaties*)

Mark Poulton (*Corporate*)

Simon Sinclair (*Capital markets*)

Phillip Souta (*Process, financial services and political issues*)

Malcolm Sweeting (*Bank debt, process and political issues*)

Jeremy Walter (*Derivatives*)

**コーポレート**

Gareth Camp

Guy Norman

David Pudge

**コーポレート財務**

Michael Dakin

**税務**

David Harkness

**労働法**

Chris Goodwill

Al Woodland

**不動産**

Mark Payne

**キャピタルマーケット**

Stewart Dunlop

**融資・ファイナンス**

Charlie Cochrane

Kate Gibbons

**トラスティー**

Bruce Kahl

**保険**

Katherine Coates

Ashley Prebble

**デリバティブ**

Paget Dare Bryan

Habib Motani

**証券化・ストラクチャードファイナンス**

Kevin Ingram

**知的財産権**

Vanessa Marsland

**情報保護**

Richard Jones

**環境・気象変動**

Nigel Howorth

**他の国の主な担当者**

Marc Benzler (*Frankfurt*)

Steve Jacoby, Marc Mehlen, Christian Kremer (*Luxembourg*)

Frédéric Lacroix, Jonathan Lewis (*Paris*)

Pieter van Welzen, Thijs Alexander, Folko de Vries, Jan-Hendrik Horsmeier (*Amsterdam*)

Stuart Percival (*Madrid*)

Lucio Bonavitacola, Giuseppe de Palma, Claudio Cerabolini (*Milan*)

Patrick O'Connor, Matt Fairclough, Peter Kilner, Francis Edwards (*Hong Kong*)

Paul Landless (*Singapore*)

Masayuki Okamoto, Reiko Sakimura (*Tokyo*)

Paul Lingard (*Perth*)

Robin Abrahams, Qudeer Latif (*Dubai*)

Nick O'Neill (*New York*)

**\***

上記に関して、さらなるご質問等ございましたら、東京における下記担当者又はロンドン若しくはその他の国における上記担当者にご連絡下さい。また、ロンドンにおけるコンタクト先である、[eureferendum@cliffordchance.com](mailto:eureferendum@cliffordchance.com) 又は+44-20-7006-1000にご連絡いただくことも可能です。

## 東京の主な担当者



神田英一  
(かんだえいいち)  
パートナー

T: +(81 3) 5561 6643  
E: eiichi.kanda  
@cliffordchance.com



岡本雅之  
(おかもとまさゆき)  
パートナー

T: +(81 3) 5561 6665  
E: masayuki.okamoto  
@cliffordchance.com



崎村令子  
(さきむられいこ)  
パートナー

T: +(81 3) 5561 6616  
E: reiko.sakimura  
@cliffordchance.com



Leng-Fong Lai  
(レン フォン・ライ)  
パートナー

T: +(81 3) 5561 6625  
E: leng-fong.lai  
@cliffordchance.com



野村 諭  
(のむらさとし)  
カウンセラー

T: +(81 3) 5561 6312  
E: satoshi.nomura  
@cliffordchance.com